

○飯塚市立学校特認校制度実施要綱

平成24年2月28日

飯塚市教育委員会告示第1号

改正 H28—1、H29—4、H30—1

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立学校の通学区域に関する規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第5条第4号に規定する飯塚市立学校の特認校制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「特認校」とは、次の各号に掲げる学校をいう。

(1) 自然、歴史、文化その他の恵まれた環境を生かして、児童の心身の健やかな成長を目指し、豊かな人間性を育むための教育活動を展開する小規模な小学校として指定する学校(以下「小規模特認校」という。)

(2) 義務教育9年間を見通した一貫性や連続性のある学習指導や生徒指導を行う小中一貫教育校で、小学校と中学校が併設された学校として指定する学校(以下「施設一体型特認校」という。)

2 この告示において「特認校制度」とは、市内に住所を有する児童等が、特認校へ就学を希望した場合において、当該児童等が、その通学区域(規則第2条に規定する通学区域をいう。)の区域外から就学することを認めるものをいう。

(特認校の指定)

第3条 前条第1項の規定により指定する特認校は、次のとおりとする。

(1) 小規模特認校 飯塚市立八木山小学校、飯塚市立内野小学校、飯塚市立高田小学校

(2) 施設一体型特認校 飯塚市立颯田小学校、飯塚市立幸袋小学校、飯塚市立飯塚鎮西小学校、飯塚市立穂波東小学校

(H28—1、H29—4、H30—1—改)

(対象児童等)

第4条 特認校への入学の対象となる者は、市内に住所を有し、当該入学の年度に新たに学齢児童となる者とする。

2 小規模特認校への転入学の対象となる者は、市内に住所を有する学齢児童とする。

3 施設一体型特認校への転入学の対象となる者は、市内に住所を有し、転入学の日に第1学年から第5学年に在籍する児童とする。

(入学等の要件)

第5条 入学又は転入学(以下「入学等」という。)ができるのは、次の各号に該当する場合とする。

(1) 当該特認校の目的に賛同し、自主的に活動し、協調できる者であること。

(2) 児童の保護者(以下「保護者」という。)が、責任をもって児童を通学させることができること。

(3) 児童、保護者ともにPTA活動等に対し積極的な参加ができること。

2 前項第2号の通学方法は、保護者の送迎を原則とする。ただし、当該特認校の学校長が認めたときは、この限りでない。

3 前項の場合に発生する費用は、保護者がこれを負担するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、規則に定める指定学校が施設一体型特認校である場合は、他の施設一体型特認校への入学等はできないものとする。

(転入学時期)

第6条 転入学の時期は、4月1日を原則とする。

(受入可能人数)

第7条 入学等の受入可能人数は、当該特認校の実態に応じて決定する。

(入学等の申請等)

第8条 特認校への入学等を希望する保護者は、定められた期間内に飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、当該特認校と協議し、その結果について、保護者に通知するものとする。

3 入学等を許可された児童が、やむを得ない事情により転学するときは、保護者は、教育委員会に取消の申請をしなければならない。

(抽選)

第9条 教育委員会は、受入可能人数を超えた申請があった特認校の学年については、就学する児童を抽選により決定することができる。

(入学等の取消)

第10条 教育委員会は、児童及びその保護者が第5条に規定する入学等の要件に違反したと認められるときは、入学等の後においても許可を取り消すことができるものとする。

(中学校への入学)

第11条 特認校制度により施設一体型特認校への入学等をした児童及びその保護者が、当該特認校に併設された中学校への入学を申請したときは、教育委員会は、規則第2条の規定にかかわらず、当該中学校を指定学校とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第3条第2号、第4条第3項、第5条第4項及び第11条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 特認校への入学等の申請の受付その他必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成28年10月28日 飯塚市教育委員会告示第1号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月20日 飯塚市教育委員会告示第4号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 飯塚市教育委員会告示第1号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。